

～健康サポート薬局のための技能習得型研修～ 健康サポートのための多職種連携研修【研修会A】のご案内 (令和7年6月15日開催)

平成28年4月1日施行の「健康サポート薬局」制度は、厚生労働大臣が定める基準8(厚生労働省告示)に適合する薬局が都道府県知事に届出することによって、「健康サポート薬局」である旨の表示ができます。この届出に当たっては、当該薬局に常駐する薬剤師の資質に係る所定の研修の修了証の提出が必要です。

当該研修につきましては、日本薬剤師会と日本薬剤師研修センターが合同で実施機関となり、当会はその協力機関として所定の技能習得型研修を実施しています。

令和7年度は、A研修を2回予定しており、第1回目の「技能習得型研修(研修会A)」を下記のとおり開催いたします。

■研修会の名称 「健康サポートのための多職種連携研修【研修会A】」

■主 催 公益社団法人静岡県薬剤師会

■共 催 公益社団法人日本薬剤師会

■日 時 令和7年6月15日(日) 午後1時30分～午後5時45分

※【時間厳守】当日の受付は研修会開始時間の15分前までに済ませてください。

■会 場 静岡商工会議所会館 5階 大会議室

静岡市葵区黒金町20-8 TEL 054-253-5111

※会場には駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。

■研修会の内容 別紙次第のとおり

■定 員 100名

※更新対象者を優先します。

※受付時に本人確認を行いますので、身分証明書の原本(顔写真の付いた会員証、免許証など)を持参してください。

■受講料 無料

■対象者 ①これから健康サポート薬局である旨を表示しようとする薬局、及び既に表示している薬局に従事する薬剤師。

※原則として、薬局での5年の実務経験*を有すること。ただし、近いうちに実務経験が5年に到達(目安として1年未満)する方も受講可とします。

*実務経験は、週当たりの勤務時間が20時間以上であった期間を通算します。

※原則として、静岡県内の薬局に勤務する薬剤師に限ります。

②現に有している健康サポート薬局研修修了証の有効期限を延長(更新)する薬剤師

※研修修了証の有効期限を延長(更新)する場合は、期限2年前以降の研修を受講してください。

③地域連携薬局に勤務する薬剤師。

■申込方法

静岡県薬剤師会ホームページ「研修会・講習会等」又は下記URL、QRコードから、4月30日(水)までにお申込みください。**締切日以前でも定員になり次第締め切らせていただきますので、お早めにお申込みください。**

受講の可否は申込締切日以降日、メールにて連絡します。

URL : <https://forms.gle/GNdEMTH6cdbBMNyYA>

QR コード:



■受講証明書の発行

研修会を受講しレポートを提出された方には、内容を審査した後、静岡県薬剤師会より「受講証明書」を発行します。※研修会終了1か月後を目途に発送予定

■研修修了証の交付（別添参照）

1 新たに研修修了証の交付を申請する場合

静岡県薬剤師会主催の「技能習得型研修（研修会A・B）」及び日本薬剤師会実施の「知識習得型研修」の受講証明書（正本）の提出が必要となります。日本薬剤師研修センターへ申請手続きを行うことにより、「研修修了証」が発行されます。「健康サポート薬局」の届出を行う際にはこの「研修修了証」が必要となります。

※研修受講時点で実務経験が5年に満たない場合は、薬局での実務経験が5年以上となってから発行申請の手続きとなります。

2 期間延長（更新）した研修修了証の交付を申請する場合

静岡県薬剤師会主催の「技能習得型研修（研修会A）」の受講証明書（正本）の提出が必要となります。

更新申請ができるのは、現に有している研修修了証の有効期限までです。ただし、書類提出は可能な限り、2ヶ月前までをお願いいたします。

3 同一研修実施団体のものを受講しなければ、研修修了証は発行されません。

4 申請方法の詳細については、日本薬剤師研修センターのホームページ掲載の「健康サポート薬局研修修了証交付申請要領」にて確認願います。

■ **重要** 受講にあたり必要な事前準備

ご自身（薬局）の当該地域における、医療・保健・健康・介護・福祉等に関する施設の現状やサービスの提供状況などについて、どのようなものがあるのか事前に調べたうえで受講して頂くようお願いいたします。

■その他

1 本研修会は、日本薬剤師研修センターの「研修認定薬剤師制度」の対象研修ではありませんので、研修受講単位は交付されません。

2 当日、体調がすぐれない場合や発熱・咳等の症状がある場合は、受講を見合わせていただきますようお願いいたします。また、研修参加時には、感染予防に努めていただきますようお願いいたします。

3 令和7年7月以降は、以下のとおり開催予定ですので、準備が整い次第ご案内いたします。

8月31日（日） 研修会B 静岡県薬剤師会館

9月21日（日） 研修会A プラサ ヴェルデ

11月30日（日） 研修会B 静岡県薬剤師会館

お問い合わせ

公益社団法人静岡県薬剤師会事務局業務スタッフ 担当：鈴木

電話：054-203-2023 ファックス：054-203-2028

～ 健康サポート薬局研修 ～
健康サポートのための多職種連携研修会【研修会A】
次第

日時：令和7年6月15日（日）13時30分～17時45分

場所：静岡商工会議所会館 5階大会議室

司会：静岡県薬剤師会 理事 野寄 秀明

主催 公益社団法人 静岡県薬剤師会

共催 公益社団法人 日本薬剤師会

開会挨拶（13:30～13:40）

静岡県薬剤師会 会長 岡田 国一

1. 健康サポート薬局の基本理念【60分】

（1）健康サポート薬局の基本理念（13:40～14:00【20分】）

日本薬剤師会 会長 岩月 進、常務理事 村杉 紀明（DVD講義）

（2）健康サポート薬局の理念：地域包括ケアに対応した薬局・薬剤師

「私たちが目指す健康サポート薬局の姿」（14:00～14:20【20分】）

静岡県薬剤師会 常務理事 安達 士郎

（3）グループ討議：薬局が地域の資源とどのように繋がるか（14:20～14:40【20分】）

静岡県薬剤師会 常務理事 松永 敏広

2. 当該地域の医療・保健・健康・介護・福祉等の資源と健康サポート薬局の連携【80分】

（1）「静岡県における健康課題と健康増進施策」

（14:40～15:10【30分】）

静岡県健康福祉部健康局健康増進課

（2）他職種等の取り組みについて～健康サポート薬局との連携を探る～

（15:10～15:50【40分】）

1）「歯薬連携 ～歯科が期待すること～」(仮題)

（15:10～15:30【20分】）

一般社団法人静岡県歯科医師会

2）「薬剤師に伝えたいリハビリテーション」(仮題)（15:30～15:50【20分】）

聖隷クリストファー大学リハビリテーション学部理学療法学科 助教・理学療法士
高橋 大生

（3）静岡県の医療・保健・健康・介護・福祉等の資源について（15:50～16:00【10分】）

静岡県薬剤師会 常務理事 天野 雄一郎

3. 演習（16:00～17:10【70分】）

地域包括ケアシステムの中で健康サポート薬局としての役割を発揮するための各職種・機関との連携による対応等に関する演習

演習進行：静岡県薬剤師会 常務理事 松永 敏広

（1）ケーススタディ [40分]

（2）発表 [20分]

（3）演習のまとめ（レポート作成）[10分]

4. まとめ（17:10～17:40【30分】）「私たちの目指す健康サポート薬局の姿」

静岡県薬剤師会 常務理事 松永 敏広

（1）グループ討議（健康をサポートする薬局として今私たちに何ができるか）「10分」

（2）発表 [10分]

（3）まとめ（レポート作成）[10分]

（4）結び（クロージング）

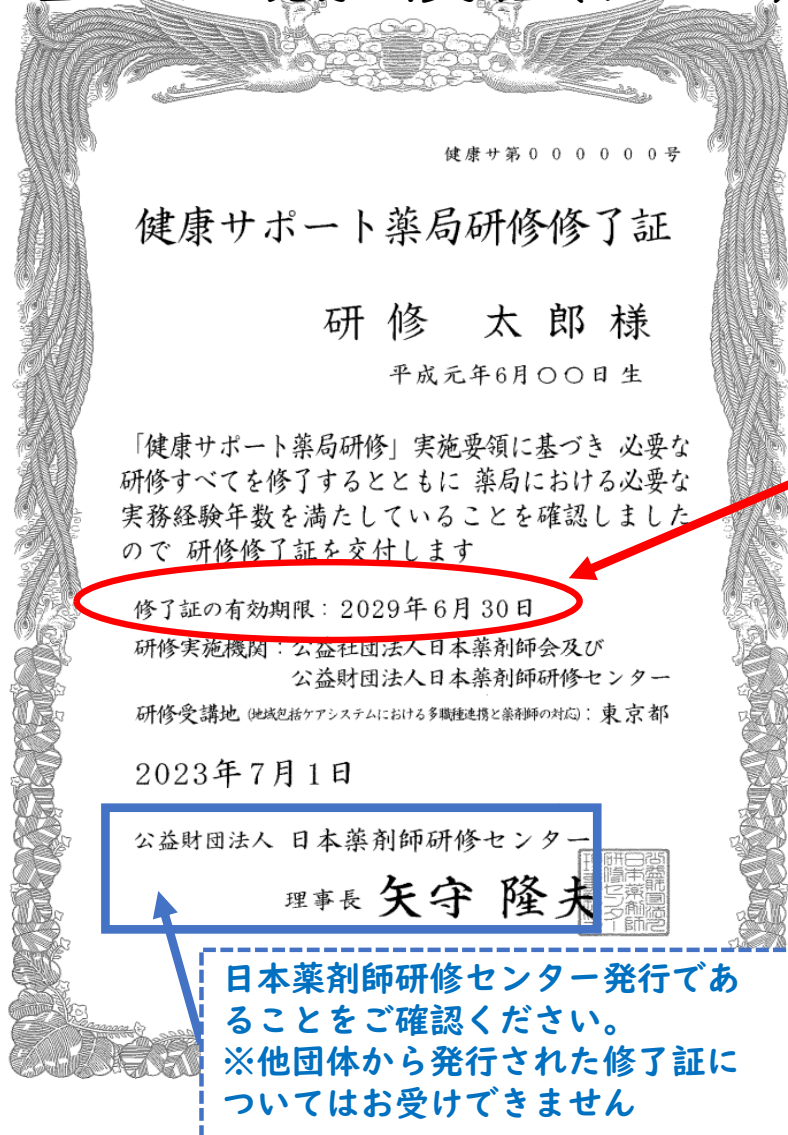
閉会挨拶（17:40～17:45）

静岡県薬剤師会 副会長 鈴木 孝一郎

2025年3月より修了証の更新期間（提出期限）が 変更となります

①お手持ちの修了証の有効期限・修了証発行元を確認のうえ、更新期間をご確認ください

当センター発行の修了証（サンプル）



**更新期間は
修了証の有効期限
2年前～有効期限日まで**

**例：有効期限2029年6月30日
更新期間
2027年6月30日
～ 2029年6月30日**

※この見直しにより、有効期限
日直前までの研修会A受講は可
能となりました。
ただし、書類提出は可能な限り、
2ヶ月前までをお願いいたしま
す。

②更新期間内に「研修会A」を受講ください

研修会A：薬局所在地の都道府県薬剤師会主催を受講

③更新期間内に日本薬剤師研修センターへ「交付申 請」を完了してください。（書類の郵送）

**注）更新手続きの関係上、可能な限り有効期限の2ヶ月前まで
に更新申請してください**

受講される方は必読! 健康サポート薬局研修受講ガイド

この研修は、これから健康サポート薬局である旨を表示しようとする薬局、及び既に表示している薬局に従事する薬剤師の方を対象とするものです。

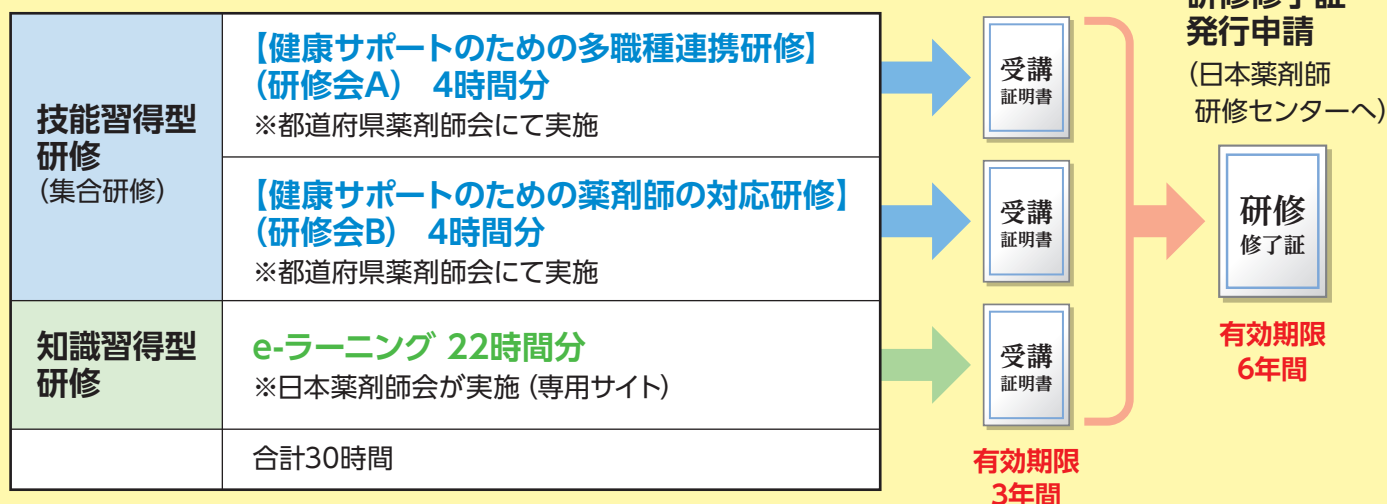
日本薬剤師会と日本薬剤師研修センターは当該研修の実施機関として、合同で、厚生労働省が指定する確認機関（日本薬学会）への届出を行っており、都道府県薬剤師会の協力を得て、以下のとおり研修を実施しています。



健康サポート薬局研修は、日本薬剤師会のほか、複数の団体が実施しています。他の団体が行う研修とお間違えないようご注意ください。すべての課程において同じ研修実施団体のものを受講しなければ、研修修了証は発行されません。



日本薬剤師会の研修実施方法



受講申し込み方法

■技能習得型研修(研修会A及びB)

各都道府県薬剤師会で開催しております。開催日の問い合わせ、研修会の申し込みについては、各都道府県薬剤師会宛てにお願いいたします。

研修会Aは、勤務先薬局所在地の都道府県薬剤師会の研修会を受講してください。
(研修会Bは、勤務先薬局所在地以外の都道府県薬剤師会の研修会も受講可能です。)

■知識習得型研修(e-ラーニング)

右記の専用サイトにアクセスし、ページ中央の「新規のお申し込みはこちら」のボタンより申し込みください。

健康サポート薬局研修<e-ラーニングサイト>
<https://www.jpakensapo.jp/>

研修受講から修了までの流れ

STEP

1

受講申し込み

裏面の「受講申し込み方法」を確認のうえ申し込みを行う

STEP

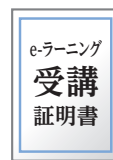
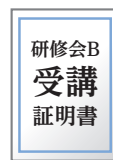
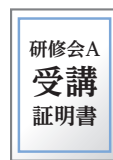
2

研修の受講

研修会A及びBと、e-ラーニングをそれぞれ受講し、
受講証明書を取得する(計3通)



受講証明書の有効期限は3年間です。



STEP

3

研修修了証の発行申請

全ての受講証明書(正本3通)及び必要書類を
日本薬剤師研修センターに提出する



日本薬剤師研修センターのホームページに掲載されている
「健康サポート薬局研修修了証交付申請要領」を必ずご確認ください。



受講証明書の有効期限内に研修修了証の発行申請を行ってください。



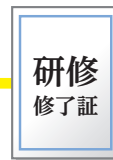
研修修了証の交付申請には、薬局薬剤師として、5年以上の実務経験が必要です。

STEP

4

研修修了証の交付

日本薬剤師研修センターから研修修了証が発行される



研修修了証の有効期限は6年間です。



研修修了証を更新するには、以下①、②の両方を満たす必要があります。

- ① 研修修了証の有効期限の2年前以降に、薬局が所在する都道府県の薬剤師会が開催する「研修会A」を受講すること
- ② 研修修了証の有効期限までに、日本薬剤師研修センターへの更新申請を完了(手数料振込・郵送必着)すること

※更新後の研修修了証が申請者の手元に届くまでには2か月程度の期間を要することから、
可能な限り有効期限の2か月前までに申請をお勧めいたします。



日本薬剤師会以外の他団体が実施する健康サポート薬局研修を修了し、研修修了証の交付を受けた場合は、
都道府県薬剤師会が実施する「研修会A」を受講されても、他団体が交付した研修修了証の更新はできません。

詳細は日本薬剤師会ホームページでご確認ください

STEP ① トップページの「健康サポート薬局」のバナーをクリック

STEP ② 「健康サポート薬局研修について」をクリック



[2025年3月現在]

作成：公益社団法人日本薬剤師会